

長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱

(令和4年4月1日規約第1号)

改正 令和5年4月1日規約第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ合宿を誘致することにより、スポーツツーリズムを推進するとともに、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、合宿に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) スポーツ競技団体 法人が設立し、社会人で構成される団体又は高校生・大学生で構成される団体で、スポーツ競技を行うことを目的として設置された団体をいい、当該団体の構成員には、選手（補欠を含む。）、顧問、部長、監督、コーチ、マネージャー等を含むものとする。

(2) 対象施設 長門市俵山多目的交流広場、ながとスポーツ公園、長門農業者トレーニングセンター、ながと総合体育館及び長門市スポーツ施設条例第2条に規定する施設をいう。

(3) 宿泊施設 長門市内の、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業を営む施設をいう。ただし、次に掲げる施設を除く。

ア 合宿所

イ スポーツ施設に付随する宿所

ウ バンガロー

エ キャンプ場

オ その他補助金の趣旨に合致しないと認められる施設

(4) 合宿 スポーツ競技団体が、宿泊施設に宿泊し、対象施設においてスポーツの技術向上を目的に練習又は研修等を行うことをいう。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿は次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

(1) 長門市外のスポーツ競技団体であること。

(2) 延べ宿泊数が10泊以上で、かつ1泊につき2食以上の食事の提供があること。

(3) 各種大会会議等への参加を目的としないもの。

(4) 営利を目的とするものでないこと。

(5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。

(6) 公序良俗に反しないものであること。

(7) 国、都道府県及び他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、社会人で構成される団体が延べ宿泊数に1泊あたり3,000円を乗じて得た額、高校生・大学生で構成される団体が延べ宿泊数に1泊あたり1,000円を乗じて得た額とし、1回の合

宿において同一補助対象者が受けられる補助金の額は、宿泊日数に 10 万円を乗じて得た額（最高 50 万円）を限度とする。

(補助金の申請)

第 5 条 補助金の交付を申請しようとする者は、合宿を始める 6 ヶ月前から 15 日前までの間に、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金合宿計画書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 参加者名簿（様式第 2 号）

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(補助金の交付承認)

第 6 条 会長は、前条の計画書の提出があったときは、審査の上、適當と認めるときは、補助金の交付を承認し、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付承認通知書（様式第 3 号）により、前条の計画書を提出した者（以下「補助対象者」という。）に通知するものとする。

2 会長は、前項の規定により補助金の交付を承認する場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第 7 条 補助対象者は、合宿の計画を変更しようとするときは、速やかに長門市スポーツ合宿誘致事業補助金計画変更書（様式第 4 号）を会長に提出し、その承認を受けなければなければならない。

2 会長は、前項の計画変更書の提出があったときは、審査の上、交付承認額を変更する必要があると認めるときは、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金交付変更承認通知書（様式第 5 号）により、補助対象者に通知するものとする。

(宿泊料等の清算)

第 8 条 補助対象者は、合宿が終了したときは、速やかに宿泊料等の額から交付承認額を差し引いた額を宿泊施設に支払わなければならない。

(補助金の請求及び支払)

第 9 条 宿泊施設は、補助対象者が宿泊料等を清算したときは、長門市スポーツ合宿誘致事業補助金請求書（様式第 6 号）に請求明細書（様式第 7 号）を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、審査の上、適當と認めるときは、宿泊施設に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第 10 条 会長は、虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付承認を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附　　則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和5年4月1日規約第1号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。